

鳥取県告示第271号

昭和40年鳥取県告示第523号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
海岸名	区 域	海岸名	区 域
略		略	
鳥取県鳥取沿岸福部海岸岩戸地区海岸	<p>次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点11と基点1とを直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち鳥取市福部町細川字高浜726 - 606及び726 - 608並びに鳥取市福部町海士字高浜889 - 634、889 - 635、889 - 637、889 - 754及び889 - 755を除いた区域</p> <p>基点1 鳥取市福部町細川字高浜726 - 606の標柱1</p> <p>基点2 基点1 から241度51分07秒303.72メートルの標柱2</p> <p>基点3 基点2 から249度39分41秒200.14メートルの標柱3</p> <p>基点4 基点3 から244度34分20秒100.22メートルの標柱4</p> <p>基点5 基点4 から244度19分46秒300.72メートルの標柱5</p> <p>基点6 基点5 から247度32分40秒100.10メートルの標柱6</p> <p>基点7 基点6 から338度05分00秒364.70メートルの点</p> <p>基点8 基点3 から338度05分00秒335.00メートルの点</p> <p>基点9 基点1 から330度04分35秒306.88メートルの点</p> <p>基点10 基点11から331度25分06秒368.00メートルの点</p> <p>基点11 基点1 から62度13分56秒191.32メートルの標柱11</p>	鳥取県鳥取沿岸福部海岸岩戸地区海岸	<p>次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点9と基点1とを直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち森林法第25条第1項の規定による保安林並びに岩美郡福部村大字細川字高浜726 - 608並びに大字海士字高浜889 - 634、889 - 754及び889 - 755を除いた区域</p> <p>基点1 岩美郡福部村大字細川字高浜726 - 608の標柱1</p> <p>基点2 " 大字海士字高浜889 - 634の標柱2</p> <p>基点3 " 889 - 755の標柱3</p> <p>基点4 " 889 - 755の標柱4</p> <p>基点5 " 889 - 755の標柱5</p> <p>基点6 " 889 - 755の標柱6</p> <p>基点7 基点6 から338度5分0秒364.70メートルの点</p> <p>基点8 基点3 から338度5分0秒335.00メートルの点</p> <p>基点9 基点1 から330度4分35秒306.88メートルの点</p>
略		略	